

2 個別分野の検討

(1) A 農業, 林業

検討年月日	1回目：第23回研究会（令和元年10月11日）
	2回目：第25回研究会（令和2年2月7日）

○ 詳細分類の設定の考え方について

事務局では、生産農業所得統計と林業産出額統計の品目・構造をベースとして農業及び林業の生産物分類案を作成することとしたが、生産物の用途又は質の違いに着目して分類するという生産物分類の基準や、NAPCS、CPA及びCPCなどの国際分類と比較すると、生産農業所得統計及び林業産出額統計の品目の粒度は相当細かいものであることから、国際分類の粒度を参考にしながら、農業については産出額100億円以上を目安として詳細分類を設定し、林業では針葉樹の素材とその他の素材に区分し、樹種については区分しないこととした。また、我が国において生産されていない（或いはその生産額が僅少である）が、国際分類において設定されている品目については、貿易統計上100億円を超える輸入量のある品目を詳細分類として設定することとした。これらの考えに沿って作成した分類原案を第23回研究会に提案した。

これらの原案について研究会では、品目の重要度は国や地域によって異なることから、必ずしも国際分類の粒度にこだわって分類数を抑制する必要はないのではないかとの意見があった。

これを踏まえ、事務局は、産出額を基準として分類数を抑制することはせず、原案のベースとした生産農業所得統計や林業産出額統計において、産出額推計の対象となっている品目については、産出額の多寡にかかわらず、原則、詳細分類として設定する修正案を作成した。また、我が国における生産が僅少又は皆無であることにより生産農業所得統計等で品目として設定されていない農産物及び林産物については、貿易統計に掲載されている品目について、HSコード6桁レベルで詳細分類を設定することとした。

第25回研究会において、事務局から上記の修正案が提示され、検討の結果、提案のとおり了承された。

○ 「米」の区分について

第23回研究会において、事務局から「米」について用途の違いを考慮し、詳細分類において「主食用」と「その他」の2項目に分類することは妥当かという論点が示された。

これについて同研究会では、NAPCSやCPAでは酒造用原料となる植物を区分していることから、生産物分類においても、酒造用米について独立した分類を設定するべきではないかとの意見があった。

これを踏まえ、事務局において業界団体へのヒアリングを行ったところ、米については用途別の産出額の推計が可能であり、また、酒造好適米の銘柄別の生産量についても概ね把握できるとのことであった。

第25回研究会では、業界団体へのヒアリング結果を踏まえ、事務局から詳細分類「主食用米（酒造好適米を除く）」、「酒造好適米」、「飼料用米」、「加工用・米粉用米」、「輸出用米」及び「その他の米」を設定する修正案が示され、了承された。

○ 「果实的野菜」の設定について

第23回研究会において、メロン、すいか、いちごを野菜とする扱いは、野菜と果樹の生産技術の違いに着目したものであるが、用途に着目すれば、果実とするべきではないかとの意見があった。また、統計調査において、野菜又は果実のどちらにも組み替えて集計できるように、統合分類として「果实的野菜」を設定するべきではないかとの意見も出された。

これらを踏まえ、事務局から、統合分類「果实的野菜」を設定し、その中の詳細分類として「メロン」、「すいか」及び「いちご」を設定することが提案され、第25回研究会において了承された。

○ 「天然」と「栽培」の区別について

第23回研究会において、天然のものと栽培されたものとは品質に大きな差が生じることがあることから、天然のものと栽培されたものを区分するべきであるとの意見があった。

これに対し、事務局では、既存統計で天然と栽培が区分されている農産物及び林産物については、生産物分類においても区分して分類項目を設定することとした。

第25回研究会において、事務局から、きのこについては、統合分類「きのこ類（天然）」と「きのこ（栽培）」を設定し、産出される主たる産業に合わせて、「きのこ類（天然）」は林業、「きのこ類（栽培）」は農業の生産物として設定する修正案が提示された。また、きのこ以外の農業・林業の両方から産出される生産物については、林業の生産物として、詳細分類「野生鳥獣」、「樹実」、「山菜」、「薬草」を設定し、栽培あるいは飼育される農業の生産物と区分することが提案された。研究会において、これらの提案について検討した結果、いずれも提案どおりに修正することが了承された。

○ 農作物の食用と非食用の区分について

第23回研究会において、NAPCSでは農産物が食用と非食用に区分されており、生産物分類においても、これと同様に区分すべきではないかという意見があった。

これを踏まえ、事務局は、工芸農作物について食用と非食用を統合分類レベルで区分することとし、主に食品の原料となるものは統合分類「工芸農作物（食用）」に含め、主に食品以外の製品の原料となるものは統合分類「工芸農作物（非食用）」に含めることとした。

○ ジビエとして利用される狩猟された動物の扱いについて

第23回研究会において、CPAでは「畜産物」ではなく「動物」という用語が用いられており、「動物」という用語で定義すれば、山で狩猟されジビエとして利用されるイノシシやシカも含めることができるが、原案は、畜産物は農業であり、狩猟されたものは林業であるという産業分類の考え方に引きずられているように思われるという意見や、原案における「他に分類されないその他の動物及び畜産物」には狩猟されたイノシシやシカもすべて入るようだが、ジビエを区分することとした場合、原案において食用と非食用が未区分であるのは問題ではないかという意見があった。

これを踏まえ、事務局は、畜産分野の生産物分類のバスケット項目「他に分類されないその他の動物及び畜産物」についても、食用と非食用に区分することとし、統合分類「その他の動物及び畜産物（食用）」及び「その他の動物及び畜産物（非食用）」を設定するように修正した。ただし、食用と非食用の両方の用途がある馬については、独立した統合分類「馬」を設定することとした。

さらに、「ジビエ」については、林業産出額統計において「野生鳥獣」が推計されていることから、林業の統合分類及び詳細分類として「野生鳥獣」を設定したが、解体前の野生鳥獣を用途により区分した統計が存在しないことから、食用と非食用については区分しないこととした。

これらの修正案については、第 25 回研究会において議論され、いずれも修正案のとおり了承された。

○ 「ペット」の扱いについて

第 25 回研究会でペット用の動物が展示用動物や昆虫などとともに、「他に分類されないその他の動物及び畜産物（非食用）」に含まれることには違和感があるとの意見があり、ペット市場の規模について確認した上で、動物の種類により区分をする方向性が示され、事務局で確認、検討した結果を改めて座長に示すこととなった。

これについて事務局では、既存統計によりペット（愛がん用・観賞用動物）の市場規模を把握するとともに、動物取扱業者の登録数において、犬猫等販売業が約 8 割を占めていることを確認し、上記の詳細分類から「犬・猫」を分離して独立した詳細分類として設定する修正案を座長に示し、了承を得た。

(2) B 漁業

(検討年月日 1回目：第23回研究会(令和元年10月11日)
2回目：第25回研究会(令和2年2月7日))

○ 詳細分類の設定の考え方について

事務局では、漁業産出額統計を検討のベースとして、漁業の生産物分類案を作成することとしたが、農業と同様に、生産物の用途・質という観点や国際分類との比較という観点からすると、漁業産出額統計の品目の粒度は相当程度細かいものであることから、CPCの品目と粒度を参考としながら、産出額50億円以上の品目を目安として詳細分類を設定した分類原案を第23回研究会に提示した。

これらの原案について研究会では、品目の重要度は国や地域によって異なることから、必ずしも国際分類の粒度にこだわって分類数を抑制する必要はないのではないかとの意見があった。

これを踏まえ、事務局は、産出額を基準として分類数を抑制することはせず、原案のベースとした漁業産出額統計において、産出額推計の対象となっている品目については、産出額の多寡にかかわらず、原則、詳細分類として設定する修正案を作成した。また、我が国における生産が僅少又は皆無であることにより漁業産出額統計で品目として設定されていないものについては、貿易統計に掲載されている品目について、HSコード6桁レベルで詳細分類を設定することとした。

第25回研究会において、事務局から上記の修正案が提示され、検討の結果、提案のとおり了承された。

○ 非食用の魚介類について

第23回研究会においては、漁業産出額統計などを根拠として、食用の水産物と非食用の水産物を明示的に区分した分類原案が、事務局から提示された。

研究会の終了後、農林水産省からは、「漁業産出額の「その他の水産動物類」に含まれるさんご、ゴカイなどの非食用水産物は食用水産物と区分できない」ことや「海産ほ乳類」には食用以外に展示用のものも含まれている」という指摘があった。漁業産出額において設定されている品目分類は、必ずしも食用に限定したものではないとの指摘があった。

これを踏まえ、第25回研究会では、事務局から、分類名称には「食用」と明記することは行わないこととする方針が示された。なお、漁業産出額統計や産業連関表の推計品目で非食用であることが特定できる「種苗用の魚介類」、「真珠」及び「観賞魚」については、それぞれ統合分類で設定する案が示され、了承された。

○ 「天然」と「養殖」の区別について

第23回研究会において、養殖では遺伝子操作などの技術により天然のものと大きく違う品質の魚が作られる場合もあることから、漁業分野においても天然と養殖を区別するべきであるとの意見があった。また、SNAの環境に関するサテライト勘定では、天然と養殖で環境負荷に違いがあると考えられ、また、養殖のシェアも大きいことから、同様に天然と養殖を区別したほうがよいとの意見もあった。

これを踏まえ、事務局では統合分類で天然と養殖を区別する修正案を作成し、第 25 回研究会において了承された。

(3) C 鉱業，採石業，砂利採取業

[検討年月日 第 25 回研究会（令和 2 年 2 月 7 日）]

○ 鉱業，採石業，砂利採取業の生産物分類について

鉱業分野の分類原案については、経済産業省が作成を行った(注)。経済産業省及び事務局からは、鉱業分野の分類原案については「本邦鉱業のすう勢」の再編先の「経済センサスー活動調査」の鉱業，採石業，砂利採取業の調査票の調査品目を参考にするとともに、我が国において産出されてはいない（又は産出額が少ない）が、「貿易統計」において安定的に輸入実績のある品目については、原則としてHSコード4桁レベルで詳細分類を設定したが妥当かという点や、分類原案の品目構成及び粒度について妥当かという点が論点として提出された。

(注) 研究会に提出される分類原案は、「生産物分類策定作業手順書(案)」に基づき、関係府省庁等の協力を得て、事務局（総務省政策統括官（統計基準担当）室）が作成をしたほか、鉱業，採石業，砂利採取業、製造業及び卸売業，小売業分野に関しては経済産業省が事務局と連携をしながら作成し、研究会において説明を行った。

これに関して研究会では、いわゆる都市鉱山から取り出される鉱物は鉱業分野の生産物に含まれるかという質問がなされた。

これに対しては事務局から、鉄や金、銀、プラチナ等の非鉄金属が廃棄物から取り出されるとしても、精錬所等で精錬されるのであれば、製造業に位置付けられ、製造品に整理されると説明を行った。

分類原案についてはその他に特段の異論等はなく、原案どおりに了承された。

(4) D 建設業

検討年月日	1回目：第24回研究会（令和元年12月23日）
	2回目：第26回研究会（令和2年3月31日）

○ 「建設工事」と「建設物」を設定することについて

第24回研究会において、事務局から、国際分類における状況を踏まえ、請負契約による建設工事に着目した「建設工事」と、建設物そのものに着目し、デベロッパーの販売用建物や自己建設による建物を含む「建設物」をそれぞれ建設関連生産物として設定することが提案された。また、この設定に伴い、サービス分野において設定をした「不動産販売サービス」（日本標準産業分類の大分類 K 不動産業，物品賃貸業の生産物）との重複が生じることとなるため、「不動産販売サービス」のうち「新築」物件販売に係るものは日本標準産業分類の大分類 D 建設業で設定する「建設物」に移行し、「中古」物件販売に係るものをK 不動産業，物品賃貸業の生産物として設定することが併せて提案された。

これについて第24回研究会では、国際分類において建設工事と建設物を設定しており、我が国が国際分類と異なる生産物分類を設定するにはそれなりの根拠が必要であると考えられるため、国際分類と同様に建設工事と建設物を設定することでよいのではないかとの意見が大勢を占めたことから、原案どおり「建設工事」と「建設物」を設定することが了承された。併せてサービス分野の生産物分類における「不動産販売サービス」については、「中古建物販売サービス」に限定することも了承された。ただし、原案において建設物の生産物として設定されていた「造成地」については、SNAでは生産物であり固定資産になるが、生産物分類では構造物として認識できるものを設定すべきであり、このようなものは設定しなくてもよいのではないかとの意見があった。

これを踏まえ事務局では、「造成地」とは、「非生産資産」である土地と生産物である「土地改良」が一体となったもので不可分であることから、「造成地」を生産物として設定することは適当でない判断し、「造成地」を除いた生産物分類の修正案を第26回の研究会に提示し、了承を得た。

○ 土木施設の分類項目における国際分類との定義・構造の違いについて

第24回研究会に事務局が提示した日本標準産業分類の大分類 D 建設業に係る分類原案は、土木施設について、建設工事受注動態統計の定義・構造をベースとして、「橋梁」や「トンネル」という分類項目は設定せず、これらについては「一般道路・街路・高速道路」や「鉄道・軌道・自動車交通事業用施設」にそれぞれ含むとしている。一方、国際分類、例えばCPCでは、建設業の生産物として、「橋、高架高速道路」や「トンネル」が設定されており、これらには道路や鉄道に附帯する橋梁やトンネルが含まれているため、生産物分類の分類原案と国際分類との間で、定義・構造の違いが生じている。

これについて第24回研究会では、橋やトンネルは構造物ではあるが、橋やトンネルがないと道路や鉄道もないので、原案のとおり道路や鉄道と一体の分類とした方がよいとの意見が大勢を占めたため、上記の分類原案のとおり了承された。

○ 居住産業併用建物の扱いについて

第 24 回研究会に事務局が提示した日本標準産業分類の大分類 D 建設業に係る分類原案において、居住産業併用建物の扱いについては、特に「居住産業併用建物」という分類項目は設けず、「主たる利用目的」で「居住用」と「非居住用」を区分することとしていた。事務局では、産業連関表や建築着工統計の分類で居住産業併用建物が設定されていることから、生産物分類として居住産業併用建物を分類項目として設定することを検討したが、各統計において居住産業併用建物の定義としている居住用部分の床面積の比率が異なることなどから、居住産業併用建物の設定は行わないこととしたものである。

これについて第 24 回研究会では、居住産業併用建物を主な用途で分類するという考え方は、2008 SNA の考え方と合致しているので基本的に分類原案に賛成するが、日本の SNA では、居住産業併用住宅について 7 割を住宅、3 割を設備投資として推計しており、居住産業併用住宅という分類が設定されないと推計に支障が出ると思われるので、内閣府にも確認する必要があるとの意見があった。また、通路など居住用と非居住用との共用部分の扱いをどうするかについて定義を明確にしておく必要があるのではないかとの意見もあった。

これを踏まえ、内閣府に確認を行ったところ、居住産業併用建物を主な用途で分類するという考え方が、将来、「建築物着工統計」に与える具体的な影響は定かではなく、生産物分類への SNA 推計における対応は現時点では判断できないとのことであった。これを受けて、事務局は、現時点においては分類原案のままとする案を第 26 回の研究会に提示した。また、居住産業併用建物の共用部分の扱いについては、事務局は、建築物に係る分類項目の定義に、「居住産業併用建物などの複数の用途に用いられる建物の場合、複数の用途間で共用となっている部分を除き、○○としての利用を主たる目的とする建物の建設工事」と記載する案を提示し、いずれの案も了承された。

(5) E 製造業

検討年月日	1回目：第25回研究会（令和2年2月7日）
	2回目：第26回研究会（令和2年3月31日）
	3回目：第27回研究会（令和2年6月12日）
	4回目：第28回研究会（令和2年8月4日）
	5回目：第29回研究会（令和2年10月9日）
	6回目：第30回研究会（令和2年12月4日）

○ 原材料及び製造方法が異なるが、用途が同じと考えられる生産物について

第26回研究会において、経済産業省及び事務局から、工業統計では原材料及び製造方法が異なるために別の品目として設定されているものがあるが、生産物分類では用途又は質が同じものはそれらを統合し、1つの生産物として設定することとしており、この方針に沿って分類原案を策定することは妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、原材料及び製造方法が異なるが用途が同じと考えられる生産物は、一つの生産物と考えてよいという意見や、原材料により用途が異なれば、生産物を分ける必要があるという意見、産業分類が原材料及び製造方法によって分かれていない場合は、生産物を分ける必要があるという意見があった。

これらの意見を踏まえ、第27回研究会では、原則として、用途又は質が同じものは1つの生産物として、統合して生産物分類を設定すること、原材料や素材が異なることにより用途も異なっている場合には、別の生産物として区分すること、用途が必ずしも異ならないが、素材の違いにより生産物を区分する必要がある場合は、統合分類レベルではなく詳細分類レベルで区分することをルールとすることが方向性として示された。なお、産業分類との関係で、原材料及び製造方法によって産業分類が分かれていない場合には、生産物分類で別の生産物に分ける必要があることに留意することについても確認がされた。

○ 生産動態統計の商品分類の採用の在り方について

第26回研究会において、経済産業省及び事務局から、工業統計の商品分類より詳細に設定されている生産動態統計の商品分類について、用途の区分がされている品目又は産業連関表の推計に利用されている品目を採用することは妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、生産動態統計で用途の区分がされている品目を採用することは適当という意見や、生産動態統計による分類であればデータも取れるので良いという意見があり、論点に掲げられた生産動態統計の商品分類については、原則として生産物分類に採用するという方向性が示された。

本件については、例えば、産業中分類 15 印刷・同関連業の生産物分類の分類原案に関しては、以下のような検討が行われた。

第27回研究会では、経済産業省から「印刷」について、印刷方式により分類する案（案1：2019年工業統計調査商品分類表に基づく設定）と製品別に分類する案（案2：生産動態統計「4300印刷月報」に基づく設定）の2案が示された。

(案 1)		(案 2)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
オフセット印刷(紙に対するもの)		印刷	
オフセット印刷(紙に対するもの)	平版印刷、デジタル印刷、オンデマンド印刷	出版印刷	
		商業印刷	
オフセット印刷以外の印刷(紙に対するもの)		証券印刷	
		事務用印刷	
とっ版印刷物(紙に対するもの)	活版印刷	包装印刷	
		建築材印刷	
おう版印刷物(紙に対するもの)	スクリーン印刷、グラビア印刷	その他の印刷	
紙以外の印刷			
紙以外のものに対する印刷物	金属、木材、陶磁器、ガラス、セルロイド、セロファン、ビニル等に対する特殊印刷		

これについて研究会では、生産動態統計の品目に基づいて設定した案2の方が、用途に着目してきれいに整理されているため、適切であるという意見がある一方で、案2を採用した場合、事業規模が比較的小さな印刷事業者が、調査で回答することが可能かどうかについては確認をする必要があるという意見があった。

これを踏まえて経済産業省において、業界関係団体に対するヒアリングを行った結果、中小規模の印刷事業者であっても、案1又は案2のいずれでも回答することは可能であるとの確認ができたことから、生産動態統計に基づき製品別に品目を設定する分類案(案2)を採用することが提案され、第29回研究会における検討の結果、了承された。

○ 工業統計と生産動態統計の品目分類に相違がある品目の整理について

研究会では、統計委員会国民経済計算体系的整備部会(SNA部会)における議論を踏まえ、工業統計と生産動態統計で分類の基準や品目の範囲が異なっていることにより両者を比較・接続できないケースについては、該当する部門をリストアップし、できるだけ両者を接続できるような方法も検討した方がよいのではないかという意見があった。

これに関しては、第93回産業統計部会(令和元年5月16日開催)で提出された「参考2 経済産業省生産動態統計に係る5品目についての今後の対応方針」に記載されているとおり、経済産業省生産動態統計に係る5品目については、「エアコンディショナ」と「電気照明器具」について、工業統計と生産動態統計の品目分類に相違があることが報告されていることから、生産物分類の策定に当たり、これらの2品目について工業統計と生産動態統計との比較を行った。

これらのうち、エアコンディショナについて事務局からは、生産動態統計と工業統計におけるエアコンディショナは、そもそも品目を区分するコンセプトが異なっており、両者を接続すること自体が難しいので、生産物分類においては生産動態統計の品目は考えず、工業統計の品目に従って区分するという方針が提案された。

これについて第27回研究会では、エアコンディショナを家庭用と業務用に区分することについては、実際の使用者がどちらかということにより区分するのではなく、生産者が想定する用途により区分するというのであれば理解できるという意見や、エアコンディショナについて

は、工業統計の品目の合計値と生産動態統計の品目の合計値が、全体としては対応していると考えられるため、問題はないと思われるという意見があった。

これを踏まえ事務局は、工業統計をベースに設定した統合分類「事業用エアコンディショナ」及び「家庭用エアコンディショナ」を分類原案として提示し、研究会で了承された。

電気照明器具について、事務局は工業統計と生産動態統計の品目を比較し、「白熱電灯器具」や「蛍光灯器具」については対応関係が取れているが、それ以外については品目の範囲にずれがあり、特に、生産動態統計の「LED器具」については、工業統計では「電気照明器具」以外に含まれているという実態を踏まえ、分類原案については、すでに両調査で対応関係が取れている項目については工業統計の品目を採用し、それ以外の部分については、生産動態統計の品目をベースにしながら設定するという方針とともに、分類原案を第28回研究会において提示した。

これについて研究会では、自動車用LED器具の生産額を把握することができるように分類項目を設定すべきではないかという意見があったが、全体的には提示された方針、分類原案で了承された。

なお、上記の意見については、経済産業省が業界関係団体に確認を行い、企業は自動車用LED器具の数値を把握していることから、分類項目を分割することは可能との回答を得たことから、第30回研究会において、詳細分類「自動車・二輪自動車用LED器具」と「自動車・二輪自動車用電気照明器具(LED器具を除く)」を設定するという修正案を提示し、了承された。

○ 生産物分類における製造品、賃加工の区分について

第26回研究会において、経済産業省及び事務局から、以下のア及びイのような状況を踏まえ、賃加工の見直しを検討する必要があるが、その際、どのような考え方により見直しを行うべきかという論点が提示された。

- ア 工業統計調査における「製造品出荷額」には、①自社製造品、②自己所有の原材料等を他企業に無償支給して製造させた製品（ファブレス等）、③他社からの委託により自己調達 of 原材料等に加工処理を行い納品する製品（OEM等）があるが、生産物分類において、これらの①～③の製造形態の違いを区分して設定すべきか。
- イ 工業統計調査の商品分類に基づく賃加工は、概ね日本標準産業分類の細分類ベースで設定されており、その分類数は555であるが、収入額や産出事業所数が極めて少ないものがある。また、賃加工には、加工処理など製造工程の一部を請け負うものと、完成品までの製造を一貫して請け負うものがある。

上記アについて研究会では、「自社で購入した原材料を用いて完成品を生産し出荷するケース」と「他社から支給された原材料を用いて完成品を生産し出荷するケース」で、完成品がまったく同じものである場合は、生産物分類において両者を区分する必要はないという意見があった。また、上記イについては、製造工程の一部の加工処理サービスを請け負うものとして、いくつかの「〇〇加工サービス」を設けてはどうかという意見があった。

これを踏まえて、経済産業省は「製造業の生産物分類（案）の策定の考え方」において、原材料が無償支給され製造行為を請け負った事業者が加工賃を受取る賃加工は、自社又は他社で製造する場合と製造品に違いはない場合、製造品により区分する分類を設定しないこと、一方で、塗装、溶接、研磨、めっきなどについては、製造工程の一部の加工処理サービスを請け負うものであり、その製造加工行為を行う前後で製造品の名称に変化がないことから、「加工サービス」として設定することと整理し、この考え方にに基づき設定された分類原案を研究会に提示して、了承された。

○ 完成品と部分品に係る統合分類の設定の考え方について

第28回研究会において、経済産業省から、分類原案では、工業統計の品目設定に倣い、完成品と部分品とを同じ統合分類の中の詳細分類で区分しているが、完成品と部分品とは需要先が異なることが考えられ、これらを統合分類で分けるということも考えられるが、どのように分類項目を設定することが妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、部分品と完成品とがきれいに分けられるのであればいいが、組み立て式家具のように部分品でも最終財でないとは言いきれないようなものもあり、悩ましいケースがあるという意見や、部分品は普通であれば家計で買うようなことは無く、産出先が完全に分かれている場合と、混在している場合があり、混在している場合は部分品を統合分類で分けても使えないかもしれないということが考えられ、また、詳細分類で分けられていれば調査をすることはできるので、統合分類で分けられていなくてもいいという考え方もあり得るという意見があった。

これらの意見を踏まえ、研究会では、完成品と部分品とを同じ統合分類の中の詳細分類で区分するという方針で整理をすることが了承された。

(6) I 卸売業, 小売業

検討年月日	1回目：第29回研究会（令和2年10月9日）
	2回目：第31回研究会（令和3年2月2日）
	3回目：第32回研究会（令和3年3月29日）

○ 財分野の生産物分類との整合性について

経済産業省から、卸売業、小売業に係る分類項目の設定について、「統合分類」については「経済センサスー活動調査」の卸売業、小売業における「商品分類一覧」の項目に基づき、「詳細分類」及び「説明及び内容例示」については上記の商品分類の内容例示に基づき検討を行うことを主な内容とした設定の考え方が提示された。

これについて研究会では、卸売業、小売業で設定する生産物分類をそもそものように作るか、経済センサスー活動調査の商品分類一覧を前提に検討を行うことが提案されているが、財分野の生産物分類との整合性を取る必要はないかということ論点として議論が行われた。

第29回研究会では、生産物ごとにマージン率等を求めなければならないため、扱っている財との整合は必要だという意見や、生産物分類全体をNAPCSの方式でまとめる場合、財ごとにそれを扱う販売サービスが入っていることが適当だという意見があったことから、卸売業、小売業に係る生産物分類については、財分野の生産物分類と整合的に作成することを基本的な方針とすることとした。

○ 分類項目の粒度について

第31回研究会では、経済産業省が上記の基本的な方針に基づき、財分野の生産物分類のうち詳細分類との対応関係が取れるように、分類項目の粒度を細かくした分類原案を設定したが、この分類原案の詳細分類は従来の調査では把握がされていないものであり、あまり細かく設定をしてしまうと調査で把握することが難しくなるのではないかという懸念とともに、どの程度の粒度で分類項目を設定することが妥当かという論点が提示された。

これについて研究会では、分類項目の粒度が細かいことにより、調査で回答ができないということになると問題であるという意見や、財分野の生産物分類との整合性を考慮して分類項目を設定したために粒度が細かくなっているところがあると思われるが、整合性というのは別に1対1でなければならないということではなく、例えば、製造業分野の生産物分類についてはいくつかをまとめて、多対1という関係でもよいと考えるとの意見があった。

これを踏まえ第32回研究会では、経済産業省から、製造業分野との整合性と回答可能性とのバランスに配慮しつつ、生産物分類としての用途の類似性や業界自主統計等における区分設定等の観点から再確認を行って、分類項目を集約した修正案が提示され、研究会において了承された。

○ 販売形態、店舗形態などのいわゆる“業態”に係る取扱いの必要性について

第29回研究会では、経済産業省から、インターネットによる販売とそれ以外の販売というような販売形態の区分を生産物分類として設定する必要があるかという点や、百貨店やコンビニエンスストアなどの店舗形態については、産業分類において整理を検討する事案と考え、生産

物分類ではこれを区分しないという認識でよいかという点が論点として提示された。

インターネット販売について研究会では、デジタルエコノミーのような話の中でも区分をしていくことが重要だと言われており、分けることができれば理想的であるが、回答ができるかということについては留意をする必要があるため、記入者負担及び回答可能性について確認をする必要があるとの意見があった。

これを踏まえ経済産業省において検討がなされたが、経済産業省からは第31回研究会において、インターネット販売の定義や範囲が必ずしも統一的かつ明確でないことや、インターネット販売を含む商取引におけるビジネスモデルの同質化・混在化が進んでおり、また、インターネット販売が扱う商品も多様化してきていること、回答可能性や記入者負担を考慮すると生産物分類のレベルでの設定は慎重に検討する必要があることから、インターネット販売については分類項目の設定を見合わせるという方針が示された。

これについて第31回研究会では、今後、インターネット販売についても調査を行った方がよいという意見が強くなる可能性もあり、あらかじめ生産物分類で区分をしておくという考え方もあるという意見があった一方で、デジタルインダストリーズをどう分類するかということは産業分類の話であり、生産物分類としては区分しなくてもよいのではないかという意見や、インターネット販売については様々な定義があり非常に複雑であることから、生産物分類で直接区分するよりも、ある程度、構造的に捉えていかないと難しいのではないかという意見があった。

これらの様々な意見を踏まえ、研究会では、生産物分類としてはインターネット販売に係る区分を設定しないこととする整理がなされた。なお、研究会としては、インターネット販売については、産業分類で把握ができるようにする必要があることを申し述べることにした。

百貨店やコンビニエンスストアなどの店舗形態については、第29回研究会において、これらの業態については、事業所のアクティビティの問題であるので、産業分類で整理をしてもらうという方針が示された。

○ 「再生資源」(卸売)、「中古品」(小売)の扱いについて

第29回研究会では、経済産業省から、「再生資源」又は「中古品」については、古本などのように従来からあるものについては分類項目を設定することでよいか、また、そのほかに新たに追加をして設定すべき分類項目があるかという論点が提示された。

これについて研究会では、再生資源としてのリサイクルと転売のケースについては、仮にそれが商業であったとすれば、そのようなものが今までの商業統計調査、あるいは経済センサスー活動調査の商業部門にどのように入っていたのかという点については確認をしてほしいという意見があった。

また、中古品と新品とでは性能は違うかもしれないが、中古品だからといって機能や用途が変わったとは言えないので、そのような観点からあえて生産物分類として分ける必要はないという意見があった一方で、例えば、乗用車の新車と中古車とではマージン率に違いがあり、中古品でも本当に必要なものについては分類を分ける必要があるという意見もあった。

こられを踏まえ、研究会では、新品と中古品とで全く同じ商業活動が行われているのであれば、それらすべてについて生産物分類を設定する必要はないということを基本としながらも、新品と中古品とでは少し異なる商業活動が行われている場合や、サービスの品質が違うというものについては、分類を分けることを検討することとした。

第 29 回研究会における意見を踏まえ、経済産業省が確認をしたところ、商業統計調査及び経済センサスー活動調査における「再生資源」又は「中古品」の扱いについては、他の商品と同様に日本標準産業分類に基づき調査対象事業所の業種格付の判断材料として従来から用いられていることが分かり、第 31 回研究会で報告がされた。

また、経済産業省は、「再生資源」又は「中古品」の分類項目の設定について、上記の経済センサスー活動調査における取扱いに加えて、NAPCS、CPAといった国際分類においても分類項目が設定されていることや、再生資源については、生産財としての性質を有するとともに、廃棄物及びスクラップから再生処理を経た二次原料としての性質も有していること、中古品については、原則として、再販売に際して幾分の簡便な修繕等が行われるのみで、商品本来の性質・用途に変化はないけれども、正確な付加価値把握のためには新品との区分が必要であることなどを踏まえて、「再生資源」又は「中古品」について卸売業、小売業の生産物分類として設定を行う方針を示し、研究会で了承された。

○ 「製造小売」の取扱いについて

第 29 回研究会では、経済産業省から、「製造小売」に関しては産業分類では菓子小売業とパン小売業とがこれにより区分されているが、生産物分類でもこのような区分をする必要があるかという論点が提示された。

これについて研究会では、製造小売であろうと普通の小売であろうと、販売されるものは同じであるという点からすれば、生産物分類においては、製造小売を特に区分する必要はないという意見があり、この方向性で整理することとされた。

(7) S 公務、R サービス業（他に分類されないもの）のうち 96 外国公務

〔 検討年月日 第 24 回研究会（令和元年 12 月 23 日） 〕

○ 「公務サービス」と「外国公務サービス」を設定することについて

生産物分類は、用途の類似性による基準を指向した分類であるため、生産物を提供する事業所が公営か民営かを問わず、同じ用途の生産物は同一の項目に分類することを基本としている。

これを踏まえ、研究会においては事務局から、日本標準産業分類の大分類 S 公務の生産物として、国又は地方公共団体の機関のうち、国会、裁判所、中央官庁及びその地方支分部局、都道府県庁、市区役所、町村役場など本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署が提供するサービスのうち、他に分類されないものを範囲とし、分類項目としては、NAPCSと同様、統合分類及び詳細分類をそれぞれ1つ「公務サービス」として設定する案が提示された。また、サービス分野の生産物分類において他の大分類の生産物として仮設定している「専ら公的機関のみが提供するサービス」については、当面、原案どおり設定することとするが、2021 年度以降の日本標準産業分類改定の検討状況を見ながら、必要に応じて見直しを行うこととしたいという考えも提示された。

更に事務局から、日本標準産業分類の大分類 R サービス業（他に分類されないもの）のうち中分類 96 外国公務の生産物について、外国公館や国際機関等の事業所は、SNA及び産業連関表では地理的範囲の対象外として扱われており、経済センサスにおいても調査対象外とされているものの、CPA及びCPCでは「治外法権機関及び団体によるサービス」等として設定されていることを踏まえ、生産物分類では、外国公務に係る生産物を設定することとし、分類項目としては、公務サービスと同様、統合分類及び詳細分類をそれぞれ1つ「外国公務サービス」として設定する案が提示された。

これについて第 24 回研究会では、用途の違いを考えると原案のとおり「外国公務サービス」は区分した方がよく、また、公務サービスについて、統合分類「公務サービス」のみであるが、公務サービスは計測するにしても費用積み上げとなり、どこまで内容別に区分できるかということが懸念されるため、原案どおりでよいという意見が述べられ、了承された。